

司法試験に合格し、裁判官・検察官・弁護士としてのスタート時に 1,000万円以上の借金を負っている人がいるのをご存知ですか？

今、裁判官・検察官・弁護士になりたい人は、法科大学院に行くことが原則となっており、半数以上の法科大学院生は奨学金を借りながら勉強に励み、司法試験を目指しています。その後、晴れて司法試験に合格しても、すぐには裁判官・検察官・弁護士にはなれず、法律で義務づけられた「司法修習」という研修を約1年間受けなければなりません。この司法修習を受けている人のことを「司法修習生」と言います。

司法修習の約1年間は、平日フルタイムで裁判所・検察庁・弁護士事務所等で研修を受けることになっており、原則アルバイトは禁止です。しかし、生活費の支給はなく、交通費・家賃等の実費の支給すらありません。生活費を自分で用意できなければ、最高裁判所から「貸与金」という借金をするしかなく、その額は1年間で約300万円です。そのため、新人裁判官、新人検察官、新人弁護士の中には、仕事を始める時点で1,000万円以上の借

金を抱える人もいます。

この集会では、現在、裁判官・検察官・弁護士を目指す若者の実情をお伝えしながら、皆様と共に、三権分立の一翼である司法の担い手の養成制度の在り方について、「日本のどまんなか」であるこの地方で、一緒に考えたいと思います。

ぜひお気軽にご参加下さい。

充実した司法修習と 給費の実現を求める 『日本どまんなか』集会

主 催：愛知県弁護士会
共 催：日本弁護士連合会 中部弁護士会連合会 三重弁護士会
岐阜県弁護士会 ビギナーズ・ネット



修習くんとくりいむちゃん

2015 **9/23** 祝日
wed. **14:30~16:00**頃

入場無料

お気軽に
お越しください

会 場：名古屋国際センター
別棟ホール

名古屋市中村区那古野一丁目47番1号

名古屋駅から東へ徒歩7分、地下鉄桜通線「国際センター」駅すぐ



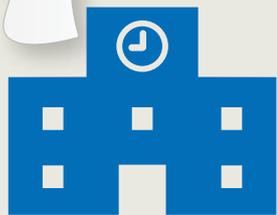
■プログラム■

- ①「給費制」の歴史・意義の説明
- ②貸与制問題をめぐる政治情勢の報告
- ③寸劇 ～裁判官・検察官・弁護士を目指す若者の実情～
- ④マスコミ関係者との
パネルディスカッション

制度のご説明

裁判官・検察官・弁護士になるまで

以下のように、裁判官・検察官・弁護士になるには、時間がかかるだけでなく、その間の学費、教材費、生活費等、とてもお金がかかるシステムになっています。



大学

4年



法科大学院

2年or3年



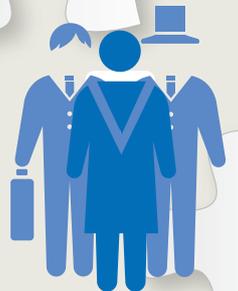
司法試験

法科大学院修了後5年以内



司法修習

約13ヶ月



弁護士・裁判官・検察官

司法修習生の「給費制」・「貸与制」とは?

司法修習は、市民の権利を守る弁護士や裁判官・検察官を国が責任をもって育てる制度です。したがって、司法修習生は集中して司法修習に取り組むことが求められ、夜間休日の空き時間においても原則としてアルバイト等は禁止です。そのため、戦後間もない19

47年から、司法修習生の身分は準公務員とされ、国から公務員に準じた給与が支払われていました。これを「給費制」と言います。ところが、2011年11月、この給費制が廃止され、修習期間中の生活費を自分の貯金等で賄えない人は、国(最高裁判所)に「貸与

金」という借金の申請をすることとなりました。つまり、国が司法修習生に金銭を貸し付ける制度に移行したのです。この貸付制度のことを、「貸与制」と言いますが、その実質は「無給制」ということです。

ところで、司法修習生って何をしているの?

司法修習生は、全国各地の地方裁判所に配属され、生の事件に接する研修(実務修習)を約10ヵ月、埼玉県和光市の司法研修所での研修(集合修習)を約2ヵ月行います。

実務修習中は、裁判所だけでなく、検察庁、弁護士事務所にも配置され、裁判官・検察官・弁護士全ての立場の経験を積みます。

裁判所では、判決書の案を書いたり、裁判に立ち会ったりします。検察庁では、実際に罪を犯したと疑われている人の取調べを行い、その人を起訴するか否か(裁判にかけるか否か)を検討して検察官に意見を述べ、必要な書類を作成したりします。弁護士事務所では、法律相談の立ち合い、訴状等の書面案の作成、

裁判への同行等、あらゆる弁護士業務を経験します。

このような司法修習を受けて知識と経験を積み、司法修習の最後に行われる論述型筆記試験に合格すると、晴れて裁判官・検察官・弁護士としてデビューできるのです。

ある司法修習生の一日

